

令和8年2月25日

予 算 委 員 会

阿久根市議会

1 会議名 予算委員会

2 日時

- (1) 期日 令和8年2月25日（水）
- (2) 開会 午前10時
- (3) 散会 午後2時21分

3 場所 議場

4 出席委員

渡 辺 久 治	委員長
大 田 基 次	副委員長
川 畑 二 美	委員
川 原 慎 一	委員
大 野 雅 子	委員
高 崎 良 二	委員
竹之内 和 満	委員
白 石 純 一	委員
竹 原 信 一	委員
仮屋園 一 徳	委員
木 下 孝 行	委員
山 田 勝	委員
濱 田 洋 一	委員

5 欠席委員

なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上 脇 重 樹	次長兼議事係長
松 林 俊 介	議事係主査

7 説明員

猿 楽 浩 士	総務課長
牟 田 昇	総務課参事
檜 柑 幸一郎	総務課長補佐兼職員係長
白 肌 隆 一	総務課長補佐兼デジタル推進係長
落 俊 輔	総務課行政係長
前 田 誠一郎	総務課消防係長
川 原 陽 介	財政課長補佐兼財政係長
四郎園 佳 那	財政課管財係長兼財産活用推進係長
富 永 賢 吾	企画推進課長

岩 下 亮 一	企画推進課長補佐兼企画政策係長兼統計調査係長
橋 口 武 史	企画推進課地域振興係長
大 橋 尚 子	市民課長兼大川診療所事務長
平 田 祥 子	市民課長補佐兼住民年金係長
川 邊 千 紘	市民課国保係長
本 藏 雄 一	大川診療所管理係長
尻無濱 久美子	福祉課課長
寺 園 勝 夫	福祉課長補佐兼福祉係長
猿 楽 士 宗	福祉課保護係長
鎌 田 渚	福祉課児童福祉係長
佐渡谷 まなみ	みなみ保育園園長
寺 地 克 己	こども保健課長
尾 上 京 子	こども保健課保健予防係長
田 上 智 子	こども保健課こども家庭係長
尾 上 謙一郎	介護長寿課長
本 千 晶	介護長寿課長補佐兼介護保険係長
宇 都 貴 子	介護長寿課高齢者支援係長
松 崎 正 幸	介護長寿課地域包括支援係長
大 野 裕 人	農政林務課長
下 澤 克 宏	農政林務課長補佐兼農村振興係長
所 崎 慎 也	農政林務課長補佐兼林務係長
西 村 史 弥	農政林務課農政管理係長
園 田 豊	環境水産課長
松 永 雄 輔	環境水産課水産係長
大川内 広 樹	環境水産課生活環境係長
尾 上 覚 史	商工観光課長
船 藏 真 一	商工観光課長補佐
早 水 健 児	商工観光課長補佐兼商工観光係長
川 原 圭士郎	商工観光課ふるさと納税推進係長
池 田 英 人	都市建設課長
尾 上 国 男	都市建設課技監
松 下 直 樹	都市建設課長補佐兼管理係長
吉 屋 竜 太	都市建設課長補佐兼建設係長
花 田 伸 行	都市建設課長補佐兼維持係長
宮 路 隆 博	都市建設課都市計画係長
脇 園 渉	都市建設課住宅対策係長
迫 口 竜 一	都市建設課建築係長
高 口 輝 幸	水道課長
牛ノ濱 隆 伸	水道課工務係長
新 穂 いずみ	水道課管理係長
牧 尾 浩 一	教育総務課長兼学校給食センター所長

中 野 美 紀	教育総務課長補佐兼総務係長
榎 木 海 斗	教育総務課管理施設係長
山 下 孝一郎	学校教育課長
土 屋 雅 宏	学校教育課長補佐兼指導係長
篠 原 千美子	学校教育課教育保健係長
橋 口 真 美	学校教育課管理係長
早 水 英 行	生涯学習課長
大 漣 昭 裕	生涯学習課長補佐兼文化係長
松 永 麻 美	生涯学習課社会教育係長
寺 地 英 兼	スポーツ推進課長
湯 田 矢 凡	学校給食センター管理係長
新 塘 浩 二	議会事務局長
前 田 恵	議会事務局議事係主査

8 会議に付した事件

- (1) 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）
- (2) 議案第3号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- (3) 議案第5号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (4) 議案第6号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- (5) 議案第7号 令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）

9 議事の経過概要

別紙のとおり

予算委員会 令和8年2月25日（水）午前10時開会

審査の経過概要

渡辺久治委員長

ただいまから予算委員会を開会します。

本委員会に付託された案件は、議案第2号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）。議案第3号、令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。議案第5号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）。議案第6号、令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。議案第7号、令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）の5件です。

審査は、配付しました日程表のとおり行いますので、よろしくお願いします。

それでは審査に入ります。

議会事務局は入室してください。

〔議会事務局入室〕

◎ 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

渡辺久治委員長

議案第2号を議題とし、議会事務局所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

新塘議会事務局長

議案第1号中、議会事務局の所管する事項について御説明いたします。

一般会計補正予算書（第7号）の6ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正のうち、議会事務局所管分は1行目の市議会だより及び市議会会議録印刷製本費と、2行目の議会ビジネスチャット利用料の2件で、令和7年度と同じ内容を引き続き行うものであり、3月中に契約を締結するため、債務負担行為を設定するものであります。

このビジネスチャットとは、現在、議員への連絡に使用しておりますロゴチャットのことであります。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管の説明が終わりましたので質疑に入ります。

川畑二美委員

すいません、また同じ質問なんですけど、市議会会議録はやはり8冊なんですか。

新塘議会事務局長

例年8冊なので、来年度についても8冊を予定しております。

川畑二美委員

増やす考えはないでしょうか。

新塘議会事務局長

これにつきましては、昨年度も御説明いたしましたが、以前、議員の方々で取決めを行っており、ペーパーレス化を図るという観点から8部となっております。

変更したいのであれば、議長初め議員の方々で協議が必要であると考えております。

山田勝委員

その会議の議事録は、発行って言うけど、どこどこ配布すっと。

新塘議会事務局長

8部であります、1部は正本になります。7部が副本で、7部につきましては、議会事務局、市長、副市長、教育長、総務課、市民ホール、市立図書館に一部ずつ置いてございます。

山田勝委員

いや、去年から川畑委員が言うんだけど、言われるのを聞いてるんだけど、例えば一部議員が欲しいという人がおったらね、対応してやっても構わないと思うけどね。

それはもう、ほんなら議会で語らないかんとやれば、議会で語らないかなよ。そんながつりがつりせんてよかよ。

渡辺久治委員長

意見ですね。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、議会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔議会事務局退室〕

〔電子音が鳴る〕

携帯お願いします。マナーモード。

暫時休憩します。

(休憩 午前10時7分～午前10時7分)

〔総務課（消防係以外）入室〕

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

議案第2号中、総務課所管の事項について審査に入ります。

まず、消防係以外が担当する事項について、所管課に説明を求めます。

猿楽総務課長

議案第2号中、総務課の所管する事項について御説明いたします。

6ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、このうち、総務課所管分は上から3行目の顧問弁護士業務委託料から7行目のコンシェルジュデスクサービス使用料までの5件、最下段の庁舎平常日清掃業務委託料から次の7ページ及び8ページの2行目、公共施設予約システム利用料までの16件の合計21件であります。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。

29ページを御覧ください。

第2款総務費1項17目電算管理費は、自治体情報システム標準化業務において、標準準拠システムの構築期間の短縮等によりガバメントクラウド利用料が低く抑えられたこと、また、パソコン等のリース料の入札残により13節使用料及び賃借料を減額するものであり

ます。

次に、歳入について御説明いたします。

26ページにお戻りください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち総務課所管分は、最下段のデジタル基盤改革支援補助金であり、自治体情報システム標準化に係る補助金の実績に伴う減額補正であります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

山田勝委員

29ページのね、使用料及び賃借料の1897万8000円。使用料及び賃借料の入札残だということでしたが、そんなに差のあるもんですかね。

猿楽総務課長

リース契約の入札残、そして、オフィス統合ソフトというものの入札残、それとガバメントクラウドの利用料の執行残が主なものであります。

様々な利用料が複合してこうなったものであって、さらにリース料は、今年度パソコンやプリンターの更新を行った際の入札残、ちょっと月数が大きく変わってきたというのが要因であります。

山田勝委員

間違わんごとしとっとやれば良かいどん、こげんわざれか差があれば何か間違えてしとっとじゃんかどかいと思って。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、消防係以外が担当する事項の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係以外）退室、総務課（消防係）入室〕

次に、消防係が担当する事項について、担当参事に説明を求めます。

牟田総務課参事

議案第2号中、総務課消防係の所管する事項について説明いたします。

初めに、補正予算書の5ページを御覧ください。

第2表は、繰越明許費の補正であり、表の下から2番目になりますが、第9款1項消防団普通消防積載車整備事業を追加するものです。

これは、近年の自動車製造において、特に消防車のベースとなる車種の製造過程において納期が全国的に大幅に遅れており、年度内の納車が困難な状況であります。

このため、本事業を令和8年度に繰り越して執行するものであります。

次に、40ページを御覧ください。

第9款消防費1項1日常備消防費18節負担金、補助及び交付金の減額は、阿久根地区消防組合への負担金を減額するものであり、主な理由は繰越金の確定によるもの、及び北薩3消防本部指令センター整備事業に係る公債費利子が、当初想定していた利率よりも低利で借り入れることができたことによるものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

参事の説明が終わりましたので質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないので、議案第2号中、総務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔総務課（消防係）退室、企画推進課入室〕

議案第2号中、企画推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

富永企画推進課長

議案第2号中、企画推進課の所管する事項について御説明申し上げます。

6ページをお開きください。

第3表は債務負担行為の補正であり、当課所管分は、下から5行目の肥薩おれんじ鉄道折口駅トイレ管理業務委託料から乗合タクシー運行事業までの4事業でございます。

次に、歳出について申し上げます。

28ページをお開きください。

第2款総務費1項8目企画費について、7節報償費から13節使用料及び賃借料については、1点目、国際交流事業の実績に伴う関連経費の減額。2点目、アクネ大使による学習の場づくり事業、華の50歳組関連行事の実績に伴う関連経費の減額。3点目、地域おこし協力隊の関連経費等についての減額が主なものであります。

次に、18節負担金、補助及び交付金は、乗合タクシー運行事業等の実績見込みや肥薩おれんじ鉄道災害復旧事業の実施による増額もございましたが、肥薩おれんじ鉄道通学定期券購入補助事業の実績見込みによる減額が主なものとなっております。

29ページの22節償還金、利子及び割引料は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の市町村実施事業に係る事務費として令和6年9月に概算で交付を受けたものですが、令和7年度に繰り越して実施した事業があったため、国への実績報告がずれ込み、精算の結果、返納金が発生したものであります。

24節積立金は、スターゼン株式会社様から、本市の地域再生計画に定める阿久根に家族の夢をつくる事業、新たな図書館の整備に賛同いただき、寄附をいただきました。令和8年度に寄附金を図書館整備に活用するため、基金に積立てようとするものであります。

以上で歳出を終わり、次は、歳入について申し上げます。

25ページをお開きください。

第17款寄附金1項2目総務費寄附金の企業版ふるさと納税は、先ほど歳出の積立金で御説明したとおりであります。

第18款繰入金1項6目人材育成基金繰入金及び26ページの10目地域振興基金繰入金は、充当事業の実績等により減額しようとするものであります。

以上、説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

28ページのおれんじ鉄道通学定期券補助事業と乗合タクシー運行事業の件なんですけれども、おれんじ鉄道通学定期が約400万円の余り、乗合タクシーが追加が44万円ほど。

こちら辺は何%ぐらいの増減なのでしょうか。そしてまた、その原因について教えてください。

富永企画推進課長

増減については、ただいま計算しておりますので、まず、減額の経緯等について御説明させていただきます。

肥薩おれんじ鉄道通学定期券購入補助事業の減額につきましては、当初予算編成時に市外の高校に通学する生徒が、全ておれんじ鉄道を利用すると仮定して予算を計上しておりましたので、今回、減額が大幅なものになったものとなっております。

令和8年度の当初予算につきましては、実績を基に積算することとしているところでございます。

また、乗合タクシーの運行事業、減額の理由についてですが、実績見込みによるというところでございます。当初予算におきまして、黒之浜地区へのエリア運行の拡大を踏まえ、予算計上しておりましたけれども、想定を超える利用があったというところでございまして、今回、実績による増額の補正をさせていただいたというところでございます。

また、割合については、少々お待ちいただければと思います。

竹原信一委員

ということは、黒之浜地区のが増えたという感じなんですか。

富永企画推進課長

乗合タクシー、令和6年度に黒之浜地区の運行エリアの拡大というところを、要望を受けてしたのになります。

そのため、実績が増えたというところで、今回の増額になったというふうに考えております。

橋口企画推進課地域振興係長

減額と増額の割合についてお答えいたします。

肥薩おれんじ鉄道の定期券の減額の割合は29%、乗合タクシー運行事業の増額は10%の増となっております。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、企画推進課所管の事項の審査を一時中止します。

〔企画推進課退室、市民課入室〕

〔発言する者あり〕

静かにしてください。

議案第2号中、市民課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

大橋市民課長

議案第2号中、市民課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、令和7年12月16日に成立した国の補正予算において、戸籍の附票及び住民票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するためのシステム改修に関する経費が補助されることとなったため、補正するものであります。

初めに、補正予算書の5ページを御覧ください。

先に説明いたしました、第2表は繰越明許費の補正であり、第2款3項戸籍住民基本台帳費の戸籍の氏名の振り仮名法制化対応事業を追加するものであり、事業の実施に当たっては、令和8年度に繰り越して執行するものであります。

29ページを御覧ください。

次に、歳出予算について御説明いたします。

第2款総務費3項1目戸籍住民基本台帳費7節報償費、11節役務費は、マイナンバーカード交付事業事務の執行見込みにより減額するものであり、30ページの12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金は、戸籍の附票及び住民票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するため、システム改修に関する経費を増額するものであります。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正のうち当課所管分は、27節繰出金であり、保険基盤安定負担金等の交付見込みに合わせ、一般会計から国保特別会計事業勘定への繰出金と、僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金分の交付見込等により、施設勘定への繰出金をそれぞれ減額するものであります。

31ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合負担金の確定見込みに合わせ増額するものであり、27節繰出金は、議案第6号阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）で説明したとおり、保険基盤安定分担金の確定に伴い、一般会計から後期高齢者医療特別会計への繰出金を減額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金の補正のうち当課所管分は、5節国民健康保険医療助成費負担金であり、国民健康保険基盤安定負担金の交付見込みにより増額するものであります。

2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金は、マイナンバーカード交付事業費の執行見込みに伴う減額と、歳出で説明しました氏名の振り仮名法制化対応事業に対する社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額であります。

24ページを御覧ください。

第5款県支出金1項2目民生費県負担金の補正のうち当課所管分は、1節社会福祉費負担金と5節国民健康保険医療助成費負担金であり、負担金の交付見込みによりそれぞれ減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

次は、国民健康保険特別会計の審査ですので、特別会計予算書の準備をお願いします。

◎ 議案第3号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

渡辺久治委員長

議案第3号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

大橋市民課長

議案第3号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の6ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、事業勘定の間人ドック助成事業ほか1件と、直営診療施設勘定の大川診療所ルミネスバジ測定料ほか6件の業務に対し、期間及び限度額を定めるものです。

次に、7ページを御覧ください。

地方債につきましては、事業勘定において財政安定化基金貸付金の限度額等を定めるものであり、鹿児島県国民健康保険財政安定化基金条例の規定により2,500万円を借り入れようとするものであります。

次に、13ページを御覧ください。

事業勘定の歳出予算から御説明いたします。

第3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分については、特別調整交付金等の交付見込みの減による財源組替えであります。

第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金、9目特定健康診査等負担金償還金は、令和6年度分保険給付費等の確定に伴う調整交付金等の精算返納金について、それぞれ計上するものであります。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金の交付見込みにより減額するものであります。

次に、11ページ、歳入予算を御覧ください。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金2節特別交付金の補正は、地域の特殊な事情による財政負担に対する特別調整交付金等の交付見込みにより減額するものであります。

第7款繰入金1項1目一般会計繰入金の1節から7節の補正は、保険税軽減に係る保険基盤安定繰入金など交付見込みに伴う補正であり、8節その他一般会計繰入金は、いわゆる法定外繰入金の減額であります。

第8款繰越金は、令和6年度決算に伴う余剰金を計上するものであります。

12ページになりますが、第10款市債2項1目財政安定化基金貸付金の補正は、特別調整交付金の交付見込みの減により財源不足が生じたことから、先ほど御説明しましたとおり、財政安定化基金貸付金を計上するものであります。

次に、17ページを御覧ください。

直営診療施設勘定の歳出予算について御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正は、大川診療所外壁、外階段、屋根修繕の事業費の確定により減額するものであり、第4款基金積立金の補正は、繰越金の2分の1の額を積み立てるため、増額したものであります。

次に、16ページ、歳入予算を御覧ください。

第6款繰入金2項1目事業勘定繰入金の補正は、僻地直営診療所設置市町村に対する特別調整交付金の交付見込みにより減額するものであり、3項1目その他一般会計繰入金の補正は、事業費の執行見込みにより減額するものであります。

第7款繰越金の補正は、令和6年度決算に伴う余剰金を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

6 ページの大川診療所ルミネスバッジ測定料というのがあるんですが、これ何回ぐらい使う、測定を依頼するんですか。

大橋市民課長

月 1 回です。

竹原信一委員

それは、バッジ自体は 1 個なんですか。

大橋市民課長

1 人につき 1 個になります。医師の方が 5 人いらっしゃいますので、それぞれ 1 個ずつ。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第 3 号の審査を一時中止します。

◎ 議案第 6 号 令和 7 年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

渡辺久治委員長

議案第 6 号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

大橋市民課長

議案第 6 号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の 58 ページを御覧ください。

歳出予算から御説明いたします。

第 1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、後期高齢者医療広域連合からの補助金の受入れに伴い財源振替を行うものであります。

第 2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、18 節負担金、補助及び交付金の補正は、繰越金の確定に伴う被保険者保険料分の広域連合への納付金の増額と、保険基盤安定分担金の確定に伴う減額であります。

次に、57 ページ、歳入予算を御覧ください。

第 3 款繰入金 1 項 1 目事業費繰入金の補正は、繰越金や後期高齢者医療広域連合からの補助金の確定に伴い減額するものであり、2 目保険基盤安定繰入金の補正は、保険基盤安定分担金の確定に伴い減額するものであります。

第 4 款繰越金の補正は、令和 6 年度決算に伴う余剰金を計上するものであり、第 5 款諸収入 5 項 2 目雑入の補正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の推進等に伴う後期高齢者医療広域連合からの補助金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

……申し訳ありません。

先ほど 57 ページ、歳入予算のところの第 3 款繰入金 1 項 1 目、事業費繰入金と申し上げましたが、正しくは事務費繰入金でございました。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので議案第6号の審査を一時中止します。

〔市民課退室、福祉課入室〕

◎ 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

渡辺久治委員長

議案第2号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尻無濱福祉課長

議案第2号中、福祉課の所管する事項について御説明いたします。

補正予算書の5ページをお開きください。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

福祉課所管分は、第3款民生費2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業であります。

これは、給付金の対象が令和8年3月31日までに生まれた子供も対象としていることや、申請が必要な対象者に対し、申請期間に余裕を持たせるため、繰越しするものです。

次に、補正予算書の8ページをお開きください。

債務負担行為について御説明いたします。

福祉課所管分は、上から6行目、障がい福祉サービス支払実績等管理ツールソフトウェア使用料から障がい者計画等策定業務委託料までの4件と、9ページの上から4行目の子育て短期支援事業委託料から下から4行目の病児保育事業委託料までの7件と、1行空けて生活困窮者自立相談支援事業委託料の計12件になります。

このうち、障がい者計画等策定業務委託料につきましては、令和8年度中に計画の見直しを行うため、債務負担行為として設定するものであります。

その他は前年度と同様の内容で事業を実施していくものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の30ページをお開きください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費の補正のうち、18節負担金、補助及び交付金の減額は、定額減税補足給付金の事業実績に伴う減額であります。定額減税補足給付金、不足額給付金につきましては、給付対象者1,863人に対し5,781万円を給付しました。

次に、2目心身障がい者福祉費の22節償還金利子及び割引料の補正は、令和6年度の自立支援給付費と自立支援医療費に係る国庫負担金等の精算返納金であります。

次に、32ページの2項1目児童福祉総務費の19節扶助費の増額は、児童扶養手当について、当初の予定よりも受給者数が増えたことにより不足が生じるため増額するものであり、児童入所施設措置費は、保護者及び児童を母子生活支援施設において保護する対象者がいなかったことによる不用額を減額するものです。

次の22節償還金、利子及び割引料の補正額246万6000円のうち福祉課所管分は、68万1000円であり、児童入所施設措置費等実績に伴う補助金の精算返納金が主なものであります。

次に、5目保育施設運営費の補正のうち、12節委託料の減額は、病児保育事業の実績見込みに基づく減額であり、次の19節扶助費の増額は、保育所運営費で令和7年度の人事院勧告により、保育士等の人件費について公定価格の改定に伴い増額するものです。

次の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和6年度子どものための教育・保育給付交付金で、国庫負担金等について、事業実績に伴う精算返納金であります。

次に、3項1目生活保護総務費の22節償還金、利子及び割引料の補正は、令和6年度生活保護費に係る国庫負担金等の精算返納金が主なものであります。

次に、歳入になりますが、23ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金2節児童福祉費負担金の増額は、歳出で御説明いたしました保育所運営費及び児童扶養手当であり、減額は児童入所施設措置費の2分の1分の減額であります。

次に、2項1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金のうち福祉課所管分は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で、歳出で御説明しました定額減税補足給付金の事業実績に伴う減額であります。

次に、2目民生費国庫補助金の減額360万7000円のうち福祉課所管分は、子ども・子育て支援交付金で、歳出で御説明しました病児保育事業分の減額であります。

次に、24ページを御覧ください。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金の減額は、歳出で御説明しました保育所運営費及び児童入所施設措置費の減額分であります。

最後に、2項2目民生費県補助金の2節児童福祉費補助金の減額は、歳出で御説明しました病児保育事業分の減額であります。

以上で福祉課所管に関する説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

32ページ、3款2項5目保育施設運営費の12節委託料。

病児保育事業が510万円減ということですが、7年度の当初の予算額が幾らで、その額というのは、延べ何人の病児の保育を見込んでいたものが、実際、実績何人でこの減額になったかを教えてください。

尻無濱福祉課長

当初、児童利用数を800人から899人と見込んでいたんですけれども、1月末時点で71人と少ないことから、事業費について今回減額をするものであります。

当初の予算額は2113万8000円でした。

白石純一委員

もちろん大変有益な事業であり、利用促進、利用がもっと増えることがいいのではないかと思います。つまり800人を見込んでいたけれども、実績71人。病児が少なかったのであれば、それはいいことなんでしょうけれども、使えるのに周知がされていないということは、課題としてはないんでしょうか。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、出水郡医師会広域医療センターに事業委託をしてるんですけれども、そちらのセンターのホームページでも、トップページに病児保育というのが出てきて、そちらで登録ができるということになっております。

事業が開始になったときに、市内の各園にもチラシとかパンフレットの配布をしまして、

周知を図っているところなんですけれども、現在のところ、1月末時点ではまだ71人ということで、ちょっと利用者数が伸び悩んでるところにはなります。

白石純一委員

では、潜在的な病児の数はもっとあるという見込みをされておられますか。

風無濱福祉課長

現在の、こちらの登録児童数が121名でございます。

2月20日現在で、2月が結構利用者が増えてまして、2月だけで22人という報告が上がってきておりますので、今後また周知を図りながら、利用者は徐々に増えていくのではないかなあと見込んでおります。

白石純一委員

総合医療センターの保育所のホームページで登録を受け付けている、周知しているということですが、やはり、そこにわざわざ見に行くという方はそれほど多くないのではないかと思います。

当市のLINE等も通じて、周知をもっとする余地があるのではないかと思いますので、御検討よろしくお願いします。

渡辺久治委員長

ほかに質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、こども保健課入室〕

次に、議案第2号中、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

寺地こども保健課長

議案第2号中、こども保健課の所管する事項について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、主に令和6年度事業費確定に伴い発生した国への精算返納金を増額し、さらに、令和7年度事業執行見込みにより各種事業費の減額を行うとともに、令和8年度当初から事業実施できるよう、地域子育て支援センター事業委託料ほか7件について、債務負担行為を設定したものであります。

一般会計補正予算書の9ページを御覧ください。

債務負担行為のうち、こども保健課所管分につきましては、下から3行目の地域子育て支援センター事業委託料、その2行下の在宅当番医制事業委託料、10ページの1行目、妊産婦・乳幼児健康診査等業務委託料から5行目の予防接種用ワクチン購入費（RSウイルスワクチン）まで、その2行下の保健センター及び中央公民館鶴見分館庁舎平常日清掃業務委託料の計8件について、令和8年度当初から事業実施できるよう、あらかじめ今年度中に入札手続などを行うものであります。

今回の債務負担行為のうち、10ページの上から5行目、予防接種用ワクチン購入費（RSウイルスワクチン）を新たに設定しておりますが、国の通知により、令和8年4月からRSウイルスワクチン接種が新たに定期接種の対象となったことを受け、その予防接種に必要なワクチン一本当たりの費用及び納入事業者を指名競争入札により決定しようとするものであります。

ただいま説明した以外の残りの7件の債務負担行為については、前年度と同じ内容を引

き続き行うものであります。

次に、歳出予算について御説明いたします。

予算書の31ページを御覧ください。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費の補正額225万8000円のうち、こども保健課所管分は121万5000円の減額補正であり、本年度事業執行見込みにより、7節報償費及び32ページになりますが、18節負担金、補助及び交付金を減額し、令和6年度事業費確定に伴い、国庫負担金等精算返納金246万6000円のうち、178万5000円を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費は減額補正であり、本年度事業執行見込みにより、12節委託料を減額し、令和6年度事業費確定に伴い、国庫負担金等精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

33ページを御覧ください。

2目健康増進費の補正は減額補正であり、本年度事業執行見込みにより7節報償費を、また、入札執行残により12節委託料をそれぞれ減額するものであります。

3目予防費の補正は増額補正であり、本年度事業執行見込みにより18節負担金、補助及び交付金を減額し、令和6年度事業費確定に伴い、国庫負担金等精算返納金を22節償還金、利子及び割引料にて増額するものであります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

23ページにお戻りください。

第14款国庫支出金2項2目民生費国庫補助金360万7000円の減額補正のうち、こども保健課所管分は、2節児童福祉費補助金のうち、出産・子育て応援交付金71万7000円の減額であり、本年度事業執行見込みによる歳出予算の減額に伴い、国庫補助金を減額したものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

10ページのですね、予防接種、RSウイルスワクチンの件なんですけども、この対象はこういうふうになっていますか。接種対象は。

寺地こども保健課長

この接種の対象につきましては、妊娠28週から36週の妊婦の方を対象に実施をするものであります。

竹原信一委員

これは、希望者対象ということなんでしょうか。

予想として何人を考えてるんですか。

寺地こども保健課長

今回、このRSウイルスワクチンにつきましては、接種勧奨を行うという形の国からの通知が来ております。

〔発言する者あり〕

接種勧奨を行う。

接種勧奨。接種を受けてくださいというお願いをする。

〔発言する者あり〕

はい、という形になります。

ただ、そうだからといって強制的に打たせるっていうことではございません。あくまでも、本人の意思に基づいて打っていただくという形になります。

あと、接種対象者の数についてはですね、おおよそ90人を想定しているところです。

竹原信一委員

これは、今年、今回初めてなんですよ。

で、接種見込み90人。全体の対象となる人は何人でしたっけ。何人のうち、90人ぐらいを接種という感じで予測してるんですか。

寺地こども保健課長

令和8年度における妊婦の数を90人と想定しております。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

10分間の休憩に入ります。

暫時休憩します。

〔こども保健課退室〕

(休憩 午前11時1分～午前11時11分)

〔介護長寿課入室〕

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

議案第2号を議題とし、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

議案第2号中、介護長寿課の所管する事項について御説明いたします。

一般会計補正予算書の5ページを御覧ください。

初めに、繰越明許費の補正について御説明いたします。

介護長寿課所管分は、第3款民生費1項社会福祉費の地域介護基盤整備事業であり、第9期高齢者保健福祉計画に基づき1か所整備予定の看護小規模多機能型居宅介護事業所について、公募等により選定された事業者への施設整備等に対する補助事業を令和8年度に繰り越して実施するものであります。

次に、8ページを御覧ください。

当課所管分の債務負担行為の補正につきましては、下から四つ目の後期高齢者人間ドック助成事業から次のページの成年後見制度中核機関事業委託料までの計7件であり、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

30ページを御覧ください。

次に、歳出予算から主なものについて御説明いたします。

31ページにかけてとなりますが、第3款民生費1項3目老人福祉費の補正につきまして、12節委託料の増額は、米価高騰により「食」の自立支援事業調理分の委託単価を引き上げたことなどによるものであり、18節負担金、補助及び交付金の増額は、地域介護基盤整備事業について、補助金の内示額が見込みより増額したことによるものであります。

その他は実績見込みによる減額であります。

次に、歳入予算について御説明いたします。

24ページを御覧ください。

第15款2項2目民生費県補助金の補正は、高齢者地域支え合いグループポイント事業費に係る県補助金の内示額が当初の見込みより減額となったことによるものと、先ほど説明いたしました地域介護基盤整備事業について、県からの補助金の内示額が見込みより増額となったことによるものであります。

26ページを御覧ください。

第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金の補正は、令和6年度の介護保険事業に係る市負担分の確定に伴う一般会計への精算返納金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

次は、介護保険特別会計の審査ですので、特別会計予算書の準備をお願いします。

◎ 議案第5号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）

渡辺久治委員長

議案第5号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

尾上介護長寿課長

議案第5号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書の34ページを御覧ください。

債務負担行為につきましては、事業勘定において介護事業所台帳管理システム保守業務委託料ほか5件を追加しようとするものであり、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、39ページをお開きください。

事業勘定の歳出の主なものについて御説明いたします。

第1款総務費3項介護認定審査会費の補正は、実績見込みによる認定調査に係る主治医意見書手数料の減額及び北薩広域行政事務組合への負担金の減額が主なものであります。

第2款保険給付費2項3目地域密着型介護予防サービス給付費の補正は、要支援認定者に係る地域密着型介護予防サービスの利用実績見込みに基づき減額するものであります。

4項1目高額介護サービス費の補正は、負担上限額を超えた分に係る給付費である、高額介護サービス費の本年度末までの不足見込み分について増額するものであります。

第5款地域支援事業費1項介護予防・生活支援サービス事業費の補正は、要支援認定者等が総合事業におけるサービスを利用するための介護予防ケアマネジメント業務に係る費用に

ついて、実績見込みに基づき減額するものであり、２項一般介護予防事業費の補正は、市主催の介護予防教室に係るタクシーの利用実績見込みに基づき減額するものであります。

３項包括的支援事業・任意事業の補正は、介護給付費等費用適正化業務を行う会計年度任用職員に係る報酬等の不用額の減額と、高齢者紙おむつ等支給事業補助金の実績見込みに基づく減額が主なものであります。

第６款基金積立金の補正は、今回の補正による一般財源の剰余金を介護保険基金に積み立てるものであります。

４１ページを御覧ください。

第８款諸支出金１項２目償還金の補正は、過年度分の介護給付費等に係る国や県の負担金等の確定に伴う精算返納金であり、３項繰出金の補正は、過年度分の介護給付費等に係る市負担分の精算に係る繰出金の増額が主なものであります。

３７ページにお戻りください。

次に、事業勘定の歳入について主なものを御説明いたします。

第３款国庫支出金から３８ページにかけての第７款繰入金１項一般会計繰入金までの補正は、歳出の地域支援事業及び事務費等の減額補正に伴い、国、支払基金、県及び市の、それぞれの負担分を減額するものであります。

第８款繰越金の補正は、令和６年度の事業勘定決算の確定に伴う増額であります。

４５ページを御覧ください。

次に、介護サービス事業勘定の歳出の補正については、歳入の事業勘定繰入金の増額に伴う、第１款総務費１項１目一般管理費の財源組替と、令和６年度の介護サービス事業勘定繰入金を精算返納するため、第４款諸支出金２項２目保険事業勘定繰出金を増額するものであります。

４４ページにお戻りください。

次に、介護サービス事業勘定の歳入の補正については、実績見込みに基づき、第１款介護サービス収入２項１目介護予防ケアマネジメント費収入を減額し、財源不足を補うため、第３款繰入金２項１目事業勘定繰入金を増額し、令和６年度の介護サービス事業勘定決算の確定に伴い、第４款繰越金を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第５号の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室、農政林務課入室〕

◎ 議案第２号 令和７年度阿久根市一般会計補正予算（第７号）

渡辺久治委員長

議案第２号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

大野農政林務課長

それでは、議案第２号中、農政林務課所管分の主なものについて御説明いたします。

5ページをお開きください。

まず、第2表、繰越明許費補正の当課所管分につきましては、6款農林水産業費1項農業費になりますが、1行目の活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、桜島など活動火山の降灰による農作物への被害防止と経営の安定を図るため、生産組合等における農作物洗浄用機械スピードスプレーヤー等の導入を支援する事業です。

今年度2件の洗浄用機械の導入と、2件のハウス施設更新を実施する予定でしたが、うち1件の洗浄用機械の導入において、資材不足等により年度内の納品が間に合わないことから、来年度に繰り越して実施するものです。

次の一般単独事業（農道等補修事業）につきましては、市が実施主体となり、農地・農業施設の改修等を実施する事業です。

今年度、4地区の農道用排水路等の改修を予定しておりましたが、うち西目地区の1地区の農道改修において、地元との調整を行う中で、標準工期が確保できず、年度内の完成が困難となったことから、来年度に繰り越して実施するものです。

次のかごしまの農業未来創造支援事業（農地整備事業）につきましては、県の補助事業であり、農業施設等の整備を支援する事業です。

今年度、2地区の農業施設の整備を予定しておりましたが、資材高騰による事業費の増や地元と調整を行う中で、標準工期が確保できず、年度内の完了が困難となったことから、来年度に繰り越して実施するものです。

二つの事業内容としましては、大将季や紅甘夏等の生産が盛んな果樹生産地域である脇本桐野地区において、安定的な農業用水を確保するため、農業用給水施設の整備と、同じく桐野地区の土地改良区内の水田用水の安定的な確保を図るため自動転倒井堰頭首工の整備を支援するものです。

11ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正の当課所管分につきましては、上から1行目にある折多排水機場管理業務委託料から同ページ8行目の市有林整備作業業務委託料までの8件であり、令和8年度当初からの事業開始のため、債務負担行為により計上するものです。

18ページをお開きください。

第4表、地方債補正の当課所管分につきましては、2行目の県営農地整備事業と20ページ、2行目の現年発生補助農業施設災害復旧事業の2件となりますが、事業費の確定や補助率のかさ上げに伴い、それぞれ補正するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページをお開きください。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費のうち、18節負担金、補助及び交付金の説明欄、負担金（運営費等）の全国農業担い手サミットinかごしま事業につきましては、全国の意欲ある農業者の相互研さんや交流を目的に開催される同サミットが本県で開催されることに伴い、開催に係る市町村負担金として予算を計上しておりましたが、その後、その負担金を徴収せず、同サミット実行委員会の予算で対応することになったことから減額するものです。

なお、同サミットにつきましては、昨年10月23日、24日の2日間、全体会と県地域振興局単位の現地視察研修が開催され、本市におきましては、大将季や豆類の施設園芸等の視察研修と視察先農家との交流をしていただいたところです。

次の補助金（事業費等）の農業用資材等購入支援事業につきましては、農作業の効率化や負担軽減による経営の安定を図るため、認定農業者等の農業機械・設備等の導入を支援する事業であり、実績見込みに伴い減額するものです。

次の収入保険制度加入促進事業につきましては、異常気象等による農作物への被害に対し、農業者自らが備えをすることを推進するため、新たに収入保険に加入する農業者を支援する事業であり、実績見込みに伴い減額するものです。

次の交付金の中山間地域等直接支払交付金につきましては、傾斜地で農業生産条件が不利な中山間地域において、農業者等が耕作放棄地の発生防止と多面的機能の維持管理を行う地域の共同作業を支援する事業であり、交付対象面積の変更による実績見込みに伴い減額するものです。

次に、35ページにかけてになりますが、5目農地費のうち、18節負担金、補助及び交付金の説明欄、負担金（事業費等）の農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区につきましては、県が実施主体となり、農地及び農業施設等の整備や改修等を行う県営事業になりますが、同事業に対して国の補正予算による増額措置がなされ、総事業費が増額になる見通しとなったことから、市の事業負担金についてもあわせて増額するものです。

次に、35ページ、1番上の説明欄、交付金の多面的機能支払交付金につきましては、農業者や地域住民が農地や農業施設等の適切な保全・管理を行う地域の共同活動を支援する事業であり、交付実績見込みに伴い減額するものです。

次に、2項林業費2目林業振興費のうち7節報償費、説明欄、謝金等の有害鳥獣捕獲対策謝金につきましては、農林産物への有害鳥獣被害対策に係る捕獲従事者への捕獲謝金であり、捕獲実績見込みに伴い増額するものです。

次の10節需用費、消耗品等につきましては、小・中学生を対象とした市有林への植樹イベントに係る苗や支柱等の購入に伴い増額するものです。

次の12節委託料、説明欄の森林経営管理権集積計画作成業務と森林管理業務につきましては、実績見込みに伴い減額するものです。

また、次の木材利用関連伐採業務につきましては、既に北薩森林組合に委託している市有林を伐採し、市場等へ販売する業務において、人件費や物価の高騰、図書館建設に伴う木材の活用等に伴い、予定していた伐採等の経費が市場への販売額を上回る見込みであることから、その実績見込みに伴い増額するものです。

補正額につきましては、ただいま御説明いたしました三つの委託業務の増減の差額に伴う補正となります。

次の14節工事請負費の林道改良事業につきましては、林道中央線の改良工事の事業費の確定に伴い減額するものです。

次に、42ページをお開きください。

1番下の11款災害復旧費4項農林水産施設災害復旧費のうち、2目補助農業施設災害復旧費につきましては、令和7年度に発生した農業用施設災害復旧工事の事業費確定や補助率のかさ上げに伴う財源組替えになります。

次の3目単独林道施設災害復旧費13節使用料及び賃借料及び14節工事請負費につきましては、実績見込みに伴い減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

23ページをお開きください。

1番上の12款分担金及び負担金1項1目1節農業費分担金につきましては、県営農地整備事業の農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区と県補助事業の県単農業・農村活性化施設整備事業のかごしまの農業未来創造支援事業の地元負担金であり、事業費確定に伴い減額するものです。

次に、24ページをお開きください。

中ほどの15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金の中山間地域等直接支払い交付金と多面的機能支払交付金につきましては、歳出で御説明いたしましたが、それぞれ事業費確定に伴い減額するものです。

次に、10目災害復旧費県補助金5節農業施設災害復旧費補助金につきましても、同じく歳出で御説明いたしました補助農業施設災害復旧工事の事業費の確定や、補助率のかさ上げに伴い減額するものです。

次に、26ページをお開きください。

21款市債1項5目農林水産業債1節農業債につきましても、同じく歳出で御説明いたしました農業競争力強化基盤整備事業（中山間型）南部地区の総事業費の増額に伴い、財源充当債として増額するものです。

次に、27ページをお開きください。

10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債につきましても、同じく歳出で御説明いたしました補助農業施設災害復旧工事の事業費の確定や、補助率のかさ上げに伴い減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

ありませんか。

〔発言する者あり〕

私語を慎んでください。

〔発言する者あり〕

竹原委員、私語を慎んでください。

山田勝委員

5ページ。明許繰越費だ。

ここはね、農業の明許繰越が三つあるんですけどもね。

これは、例えばその繰り越すことによって農家の負担が多くなるとかっていうのはないんですか。これは市の持ち出し分だけが載ってると、こういうことですか。

大野農政林務課長

繰り越すことによってですね、その間に総事業費の増減があれば、地元負担金等については連動して増減があるということになります。

山田勝委員

増減があれば農家だけじゃなくて、市も乗せて、何ていうんですか、予算を増額して支払ってくれると、こういうことですね。

大野農政林務課長

おっしゃるとおりです。

山田勝委員

それから、11ページ。市有林整備作業業務委託料と、822万円なんですけどね。

これは具体的にどういうことですかね。

大野農政林務課長

脇本地区と阿久根地区、それぞれ林道がありまして、そこに2名ずつ、林道ですね、例えば伐開であったりとかをしていただく作業員を確保しております。その方々に払う人件費になります。

山田勝委員

35ページですね、農林業費の上ですね、多面的機能支払交付金というので243万7000円の減額なんですけど、私も全然関係してないわけじゃないので気になってるんですけどね。近頃はちょっと単価が下がったとかっていうのじゃないんですか。

大野農政林務課長

対象面積の減とですね、あと、国からの割当てが減額された分になります。

その減額された分についてはですね、通常の共同作業に対してくる交付金と、あと、例えば農道整備であったりとか、ハード事業をする長寿命化対策という部分に係る交付金があります。

その長寿命化対策の部分については、こちらが要望した額の満額が来ない場合もあるものです。充てられない場合もあるもんですから、その分の、今回は国からの割当てが減額された分が今回の補正ということになります。

山田勝委員

減額された分が、国からの補助が変わった分が減額されたんだけど、イコール、関係者への支払いが少なくなると、こういうことですね。はい、了解。

木下孝行委員

1点だけ、ちょっと気になったので質問します。

34ページの農業振興費の補助金の収入保険制度加入促進事業の減額なんですけども、気候・天候の変更によって生産収入が減になったときの保険制度ということで理解するんですけど、当初予定していた農家さんが加入しなかったということで減額になるんですけど、何か理由があるのか、ちょっとそこを教えてください。

大野農政林務課長

この事業につきましては、今年度からの新規事業になりますが、令和7年度においては、令和7年1月から12月までを保険適用期間とした新規加入者を補助対象としているところでしたが、個人農家についてはその適用を受けるための加入手続は令和6年12月までに行う必要があったところです。また法人については、それぞれ事業年度の期間に合わせて加入申込みが可能となります。

個人農家については、その頃まだ予算の編成作業中でしたので、事業周知はもちろんできませんので、個人農家については新規に加入した人はゼロ件であったと。法人については、1件いらっしやったということで、今回、補助対象となったのは法人1件のみとして、残りの残を減額するものです。

ですので、この事業がですね、令和7年度から、4月1日からスタートしたんですけれども、実際はこの事業の対象になるためには、前年の12月までに保険に加入をしておかないといけないという状況がありました。ですので、今年度については少なかったのかなあと。

来年度につきましては、またこの事業をしっかりと周知をして、活用いただくようにして

いきたいというふうに考えております。

木下孝行委員

個人農家さんがこの中に入っていないということでもありますけど、いい制度なんですね、これ皆さんがやっぱり喜んで入ってもらえる保険だと思うので、令和8年度はそういう周知をして、しっかりと皆さんに入ってもらえるようによろしくお願いします。

山田勝委員

34ページの農業振興費の中の農業用資材等購入支援事業というのは96万4000円の補正なんです。補正ということは、イコールお金が残るということでもんね。

近頃ですね、私は、これは具体的にどういうことかということと、近頃、例えば荒れ地をきれいにすることにかなりのお金が出とった。

そういうことでね、あそこの荒れ地もあるのに何でしてくれんとよと言って、いや、こん頃は銭のくられんたっでやって、こういう話を聞くんですが、そういう、農業を振興するために今まであったお金を中止したというようなこともあるんですか。

大野農政林務課長

委員がおっしゃるのは、恐らく令和6年度まで実施をしていた遊休農地の解消対策事業ではないかと思います。

その事業についてはですね、地域計画というものを、国の方針で阿久根市も作ったんですけども、その中で、耕作放棄地、遊休農地の活用というよりは、実際に今ある優良な農地を守っていきましょうということで、国の方針で転換をされたところなんですけれども、そういった国の動き等もあったものですから、遊休農地のその事業は、まず一旦廃止をして、地域計画の中において、地域の担い手の方々にはそういった優良農地をしっかりとあっせんしていきましょうという方向にしたことからその事業は廃止をしたところです。

ただ、遊休農地の解消事業についてはですね、今年度、今1地区しておりますが、国の事業で遊休農地の解消ができる事業が出てきておりますので、それをもって、今、要望があった場合には農家の方にはあっせんをしているところです。

農業用資材の減額については、これも令和7年度から新規事業としてスタートをしたんですけれども、一次募集を7月1日から7月31日までとして申請を受け付けたところです。

その中で、8件の申請がありまして、野菜移植機であったり、ウッドチップパー、トラクター、管理機、田植機等の購入を支援したところです。

その時点で予算がまだ余裕がありましたので、さらにまた2次募集を行いまして、ラジコン動噴、野菜移植機、トラクターのですね、自動操舵キット等の導入を支援したところです。

2回ほどですね、2次募集までかけたんですけれども、それでも申請がなくですね、若干予算が余ったということで、今回減額をするものです。

山田勝委員

私はね、近頃、どうも思うんだけどね。

例えば、阿久根の農地はもう草山ばかりだったんだよな。だから、近頃、脇本地区にはですね、非常に長島の方がね、ジャガイモ作りけ来といやつですよ、かなりの量を持って。

だから、そういう意味では、阿久根が農業振興できないというのは非常に残念に思うんだけど、ただ、阿久根の農業そのものが、例えばグリーンピースとかという、小さな面積でたくさんのお金を取ったということがあってですね、そういう荒れ山になってるんですけど、現実にはそういうことで、広い畑がないんですよ。

だから、今後どうしたらいいのかっていう気持ちでいるのでこんな話をするんですが、今、先ほどの荒廃地をきれいにするのは国の制度ができたので、国の制度で利用できるように皆さん方にはお話をして、利用してもらおうと。こういうことに変換したんですよ。

渡辺久治委員長

議題外で質問ですかね。

山田勝委員

ごめんなさい。いや、非常に僕にとっては大事なこともんですから。すいません。

渡辺久治委員長

意見にとどめます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、農政林務課の審査を一時中止します。

〔農政林務課退室、環境水産課入室〕

次に、議案第2号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

園田環境水産課長

それでは、議案第2号中、環境水産課所管分の主なものについて御説明いたします。

初めに、10ページをお開きください。

第3表、債務負担行為補正の当課所管分については、上から6行目の潮見ヶ丘墓地トイレ清掃業務委託料と、一行飛んで、資源ごみ再商品化業務委託料からページ1番下までのごみ出し困難者家庭系一般廃棄物戸別収集運搬業務委託料までの7件、また、次の11ページ下から5行目の漁港環境緑地施設除草作業業務委託料から2行下の脇本漁港深田地区トイレ清掃等作業業務委託料までの3件で、計10件ですが、令和8年度当初の円滑な事業着手のため、債務負担行為を設定するものです。

次に、18ページをお願いいたします。

地方債補正の当課所管分については、1行目の小型合併処理浄化槽設置事業であり、本年度事業費確定見込みのため起債額を変更しようとするものです。

次に、歳出について説明いたします。

まず、環境衛生対策予算に関する補正ですが、33ページから34ページにかけて記載しており、いずれも事業費の確定、もしくは確定見込みに伴う減額補正になります。

そのうち、主なものは、33ページの4款衛生費1項4目環境衛生費18節負担金、補助及び交付金のうち、小型合併処理浄化槽設置整備事業の事業費確定見込みに伴う減額、2項2目塵芥処理費12節委託料のゴミ分別ガイド及びポスター作成業務の減額。

34ページに移り、同じく2目塵芥処理費及び3目し尿処理費、それぞれの18節負担金、補助及び交付金に記載の北薩広域行政事務組合への負担金の事業費確定見込みに伴う減額になります。

なお、ゴミ分別ガイド及びポスター作成業務の減額については、市民配布用ゴミ分別ガイドやポスターを作成する予定でしたが、プラスチック製品の細分化を検討する必要が出てきたため、作成を見送ることとしました。

次に、水産業予算に関する補正については、35ページから36ページに記載しており、こちらもそのほとんどが事業費の確定、もしくは確定見込みに伴う減額補正になります。ただし、

そのうち主なものは2件の増額補正であり、まず、36ページに記載の6款農林水産業費、3項2目水産業振興費24節積立金が阿久根漁港に設置したフィッシュポンプについて、まき網船による使用が当初の予定より大きく上回ったため、増額分を基金に積み立てるため補正するものです。

また、3目漁港管理費12節委託料が、国の馬毛島自衛隊基地建設用の消波ブロック製作に伴い、阿久根漁港での運搬用台船の係船施設の使用量がかなり増えたことから、その使用料徴収業務を委託している北さつま漁協に対し、増額分の委託料を支払う必要があるため補正するものです。

なお、阿久根漁港については、県漁港であるため、その委託料に支払う財源としては、徴収した漁港使用料を県に納入し、そのうち3分の2の額を県から市に支払われ、市に支払われた額のうち、同じく3分の2の額を北さつま漁協に支払うこととなっております。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について説明いたします。

補正予算書の23ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項3目衛生費国庫補助金1節保健衛生費補助金と、次の24ページに記載の15款県支出金2項3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金は、歳出でも説明いたしましたが、小型合併処理浄化槽設置整備事業の実績に伴う国庫補助金と県補助金の減額です。

次に、25ページに移り、3項5目農林水産業費委託金3節水産業費委託金については、こちらも歳出で説明いたしました阿久根漁港使用料徴収業務に係る県からの委託金です。

その下の16款財産収入1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入については、北さつま漁協へのフィッシュポンプ貸付けに伴う使用料の増額分になります。

次に、26ページに移り、20款諸収入5項4目雑入20節雑入については、資源ごみ有価物売払代の売払い実績に伴う減額であり、その下の21款市債1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置事業債について、実績に伴い過疎債を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

木下孝行委員

歳入の25ページの財産貸付収入のフィッシュポンプ。

歳出で聞くに、同額を積み立てるということなんですけど、増額分ということで、4月から3月までということでもいいんですか。当初というか、その前に幾らあったのか。そして、450万円にそれが増額になったという。全体で幾らになるんですか。今年度は。

園田環境水産課長

このフィッシュポンプ使用については、4月からの使用となっております。

おおよそ、一月に50万円の貸付料が納入される予定でございましたが、その倍額ほど使用がございまして、細かい数値は、ちょっとございませんが、年度末までに1,000万円に上る貸付料が納入される予定となっております。

竹原信一委員

11ページのですね、脇本漁港の地区トイレ清掃、それが45万円。

これは大体何回ぐらいの清掃で、そしてこれはどこに支払われるんですか。

園田環境水産課長

これは毎月清掃等業務を実施しておりまして、これは委託を受託した業者に支払うことになっております。令和7年度についてはシルバー人材センターということになっております。

竹原信一委員

その2つ下の37万円というのは何の違いがあるんでしょうか。この差は。分かります。ただ違うから分からない。

渡辺久治委員長

議題外ですけど、この旧港内は。商工観光課になります。

園田環境水産課長

この旧港内観光客用のトイレの違いということでよろしかったですかね、旧港の。

ちょっと所管が違いますので、はっきりは申し上げられませんが、脇本漁港については、周辺の草刈り等もしていただいたり、清掃等を含んで取扱いをされるということになっておりますので、その違いかなあと考えるところです。

山田勝委員

33ページのですね、塵芥処理費。

893万9000円の減額の中でですね、委託料の中で、ゴミ分別ガイド及びポスター作成については先ほど説明がありましたが、次のですね、34ページの古着・古布リサイクル再商品化事業、海岸漂着物分別収集業務って、これも減額ですよ。どういう理由で減額されるんですか。減額をしても、ちゃんとした作業ができたんですか。

園田環境水産課長

この古着・古布リサイクル再商品化業務につきましては、令和5年までは、この収集した古着等をですね、業者に委託して再商品化するという事業で事業を取り扱っておりました。ただし、令和6年度から、この業務について資源化ができるということになりまして、有価物としての取扱いができることになったところです。

そういうことで、わざわざ委託して商品化しなくても、逆に有価物として売払うことができるということで、当初はこの動きがまだはっきりしないところがございまして、予算化はしていたところですが、もう必要ないということで減額したところです。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案2号中、環境水産課所管の事項の審査を一時中止します。

この際暫時、午前中の審査を中止し、休憩します。

〔環境水産課退室〕

(休憩 午後0時2分～午後1時1分)

〔商工観光課入室〕

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

議案第2号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

尾上商工観光課長

議案第2号中、商工観光課所管分について御説明いたします。

補正予算書の11ページを御覧ください。

初めに、第3表、債務負担行為補正であります。当課所管分は、11ページ下から2行目の道の駅阿久根観光物産館の指定管理料から、12ページの下から2行目の地域おこし協力隊公用車カーシェアリングまでの計13件であり、新年度当初から事業を実施するため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の36ページを御覧ください。

第7款商工費1項2目商工振興費1節報酬などは、今年度採用に至らなかった地域おこし協力隊員1名分の減額と、18節負担金、補助及び交付金は、地元企業就労者賃貸住宅支援補助金の減額、25節寄附金は、令和7年12月の青森県東方沖地震に伴う災害支援代理寄附に係る寄附金について増額しようとするものであります。

次に、3目観光費の1節報酬などは、今年度採用に至らなかった地域おこし協力隊1名分の減額と、12節委託料は、阿久根大島公園用水運搬業務委託料の減額となります。

以上で歳出を終わり、次に歳入について御説明いたします。

25ページを御覧ください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金は、先ほど歳出でも御説明をしました令和7年12月の青森県東方沖地震に伴う災害支援代理寄附に係る寄附金について増額しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

37ページの地域おこし協力隊の1人不採用というのは、原因は何でした。

渡辺久治委員長

もう1回お願いします。

竹原信一委員

地域おこし協力隊活動経費負担金500万円のマイナスは、1人採用されなかったという原因というか、見通しと違った理由を教えてください。

渡辺久治委員長

50万円ですね、これ。

竹原信一委員

50万円。

そうだね。ごめん。まあそれでもいいや。その1人の件について教えてください。

尾上商工観光課長

地域おこし協力隊の活動に係る負担金となります。内容については、旅費や研修費、その他活動経費として、負担金としてお支払いをするものであります。

竹原信一委員

今、ここじゃないかもしれんけど、1人不採用というのはなかったですかね。その件について教えてください。

尾上商工観光課長

第7款商工費1項2目商工振興費におきましては、雇用創出業務に従事をする会計年度任用職員として、地域おこし協力隊を募集をしておりましたが、実際、応募は1名ありました。

ただ、採用には至りませんでしたので、その方を採用しておりませんので、実際に予算を計上しておりましたが、支出を行っていないため、こちらの活動負担金も含めて減額をするものであります。

竹原信一委員

ということは、市の判断として採用できなかったということなんですね。

尾上商工観光課長

そのとおりであります。

白石純一委員

25ページの17款1項1目一般寄附金の増額は、青森県の地震に対して、たしか私の記憶が正しければ、むつ市への代理寄附ということでよかったのでしょうか。

尾上商工観光課長

そのとおりであります。

白石純一委員

青森県各地で大きな被害が出たわけですがけれども、様々な地域で被害が出たわけですがけれども、このむつ市に特定した理由を教えてください。

尾上商工観光課長

青森県むつ市につきましては、全国青年市長会で市長と役員等が重なっていた経緯がありまして、そこつながりがあったことから、今回、青森県むつ市に対しまして災害支援代理寄附のお手伝いを行ったところであります。

白石純一委員

まあ、全国いろんな災害が各地でありますけれども、この全国青年市長会ですか。決して法令で定められた組織ではないと思うんですけれども、たまたま市長がそういう組織に入っていて、同じ役員をされてたということで、ここに対してのみ災害の支援を行うということに対しての、検討された際の違和感というか、じゃあほかにはしなくていいのかというような検討は特になかったのでしょうか。

尾上商工観光課長

今回、令和7年12月に発生をしました青森県東方沖地震の中で、著しく被災を受けられた自治体の中で、全国青年市長会に関係のある自治体として青森県むつ市のみの対応を行ったところであります。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、商工観光課所管の事項の審査を一時中止します。

〔商工観光課退室、都市建設課入室〕

次に、議案第2号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

池田都市建設課長

議案第2号中、当課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、補正予算書の12ページを御覧ください。

第3表、債務負担行為補正の追加であります。都市建設課所管分は1番下の市町村等土木積算基準データ使用料から13ページ上から7行目の公共建築設計業務等積算システムC－PUBDF利用料までの8件であり、そのうち新規は、県道阿久根東郷線管理業務委託料と公共建築設計業務等積算システムC－PUBDF利用料の2件であります。

県道阿久根東郷線管理業務委託料は、県道阿久根東郷線の権限移譲を受けて本市で管理するものであり、公共建築設計業務等積算システムC－PUBDF利用料は、建築関係の内訳書作成システムの利用料であり、それぞれ追加するものであります。

ただいま説明した以外の6件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

続きまして、17ページを御覧ください。

第4表、地方債補正の追加であり、現年発生単独土木施設災害復旧事業の限度額を設定するものであります。

18ページを御覧ください。

地方債補正の変更であります。都市建設課所管分は、上から3行目市道新設改良事業から19ページ1行目の公営住宅改修事業までの8件であり、いずれも本年度の事業費確定等により限度額を変更するものであります。

次に、補正予算に関する主な事項について、歳出から御説明いたします。

予算書の38ページを御覧ください。

第8款土木費2項1目道路橋りょう総務費12節委託料の増額は、市道沿いにスズメバチの巣があり、通行に支障が出たことから、流用により駆除を行ったことに対し、今回補正を行い、流用戻しをしようとするものであります。

2目道路維持費の減額は、14節工事請負費、16節公有財産財産購入費、21節補償補てん及び賠償金の事業費が確定したことによる執行残が主なものであります。

3目道路新設改良費の減額は、39ページにかけてになりますが、各節ともに事業費が確定したことによるものであります。

3項河川費4目砂防費の減額は、各節の備考欄記載の事業費が確定したことによるものです。

5項都市計画費1目都市計画総務費の減額は、12節委託料の備考欄記載の事業費が確定したことによる執行残が主なものであります。

3目公園費の減額は、14節工事請負費の備考欄記載の事業費が確定したことによる執行残が主なものであります。

40ページになります。

6項1目住宅管理費の減額は、14節工事請負費の説明欄記載の工事が完了したことによる執行残が主なものであります。

続きまして、43ページを御覧ください。

11款災害復旧費6項1目単独土木施設災害復旧費は、先ほど説明しました地方債を活用することによる財源組替えであります。

次に、歳入について御説明いたします。

23ページを御覧ください。

第14款国庫支出金2項7目土木費国庫補助金の減額は、備考欄記載の事業費が確定したことによるものであります。

次に、24ページになります。

第15款県支出金 2 項 7 目土木費県補助金の減額は、備考欄記載の事業費が確定したことによるものです。

次に、27ページを御覧ください。

第21款市債 1 項 7 目土木債 1 節道路橋りょう債から 5 節住宅債の減額は、いずれも説明欄記載の事業費が確定したことによるものであります。

10目災害復旧債 9 節道路橋りょう施設災害復旧債は、歳出で説明いたしました事業に新たに地方債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

13ページの上から 4 行目、県道阿久根東郷線管理業務委託料。

これは初めて権限移譲を受けてということですが、まず、始点終点というか、どこからどこまでの地点の管理をされるのかと、管理業務の内容は。

渡辺久治委員長

一問一答でお願いします。

どこからどこまで管理されるかですね。

池田都市建設課長

県道阿久根東郷線につきましては、国道 3 号からの取付けから横座トンネルの入り口まで、およそ14キロになります。

白石純一委員

では、管理業務の内容を、389との違いもあわせて、同じなのかもあわせて教えてください。

池田都市建設課長

国道389号線と管理内容については同じであります。

植栽帯及び樹木管理、それと、それ以外の部分の草払い等になります。

白石純一委員

例えばですね、道路が、ここが状況が悪いんじゃないのかというような、要補修の箇所の報告だとか、そうした県への報告事項は含まれていないのでしょうか。

池田都市建設課長

そういった県に対する報告につきましては、現在も行っておりますけれども、そういった報告等も含めてですね、対応してまいりたいというふうに考えております。

竹原信一委員

今の阿久根東郷線の件ですけども、それは県からやってくれないかという話があったんですか。それとも阿久根からの。委託はどちらからの話だったんですか。

池田都市建設課長

これにつきましては、国道389号線を令和 6 年から管理をしまして、令和 6 年、令和 7 年してきました。

その中で、県の権限移譲交付金の額でもう対応できるということもありまして、課内でも

協議をしまして、市から県に申入れをしたところでございます。

竹原信一委員

そうすると、あと県道といったら荒黒線もありますよね。ああいったところについての話は出てはいないですか。

池田都市建設課長

今のところ、そこまでの検討をしていないところでございます。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、都市建設課所管の事項の審査を一時中止します。

〔都市建設課退室、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター入室〕

次に、議案第2号中、教育総務課、学校教育課、学校給食センター所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

牧尾教育総務課長

議案第2号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの所管する事項について御説明いたします。

初めに、第3表、債務負担行為補正の追加について御説明いたします。

13ページから14ページにかけて御覧ください。

まず、教育総務課分は14ページ、2件目の小中学校廃棄物収集業務委託料から小中学校ホームページ用レンタルサーバ使用料の計4件です。

これら4件は、全て前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

次に、学校教育課所管分は、13ページにお戻りいただき、下から6件目、ICT支援業務委託料から14ページの1件目中学校オンラインプログラミング教材ライセンス購入費までの合計7件です。

このうち、13ページ下から4件目、学習支援アプリケーションライセンス購入費は、現在、児童生徒1人1台のタブレットにドリルパーク及びロイロノート・スクールを導入し、ICTの効果的な活用を推進しておりますが、令和8年3月31日をもって、令和2年度からの5年間契約分の利用期間が終了することから、令和8年度において市内全児童生徒分のライセンスを一括して更新・購入し、学習環境の継続を図るものです。

次に、13ページの1番下、小中学校スコラ手帳購入費について、令和6年度から令和7年度まで市内全中学生にスコラ手帳を配布し、生徒による学習計画や生活習慣の自己管理、振り返り活動等に活用してきましたが、令和8年度からは小学校6年生にも対象を拡大し、中1ギャップの解消及び児童生徒自身の自己理解や目標設定の取組を早期から支援することで、キャリア教育の体系的な推進を図るものです。

ただいま説明しました2件以外の5件は、前年度と同じ内容を引き続き行うものであります。

次に、15ページを御覧ください。

給食センター分は、下から3件目の学校給食センター燃料用A重油購入費から廃棄物収集業務委託料までの3件であり、全て前年度と同じ内容を引き続き行うものです。

以上、教育総務課、学校教育課及び学校給食センターの分14件であり、いずれも期間及び

限度額を設定し、令和８年４月１日からの円滑な事業着手、継続を行うためのものです。

次に、第４表、地方債補正について御説明いたします。

19ページを御覧ください。

上から２件目の小学校校舎等改修事業から中学校校舎長寿命化改修事業までの計６件は、いずれも事業費確定見込みにより限度額を変更しようとするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

40ページを御覧ください。

まず、教育総務課分について御説明いたします。

第10款教育費２項小学校費１目学校管理費12節委託料から14節工事請負費までの各事業の減額は、全て実績によるものです。

41ページを御覧ください。

３項中学校費１目学校管理費12節委託料から17節備品購入費までの各事業の減額についても、全て実績によるものです。

２目教育振興費13節使用料及び賃借料の減額のうち、教育総務課所管の分は隼人校区から三笠中への通学支援事業の執行残による229万7000円の減です。

次に、学校教育課分について御説明いたします。

40ページにお戻りください。

２項小学校費２目教育振興費のうち13節使用料及び賃借料の減額につきましては、小学生ボッチャ大会や陸上記録会、集団宿泊事業における児童送迎用バスの借上げについて、公用バスを活用したことにより不用額が生じたものです。

次に、41ページを御覧ください。

３項中学校費２目教育振興費のうち、13節使用料及び賃借料の減額のうち、学校教育課所管の分は49万8000円であり、中学生あくねの日及び集団宿泊事業における生徒送迎用バスの借上げについて、公用バスを活用したことにより不用額が生じたものです。

18節負担金、補助及び交付金の減額につきましては、部活動の地域移行に係る補助金について、運営体制の構築や指導者の確保等に課題があり、地域移行の受皿となる団体が見込めなかったことから、当該補助金の交付実績がなく、不用額が生じたものです。

次に、歳入について御説明いたします。

23ページにお戻りください。

第14款国庫支出金２項９目教育費国庫補助金２節小学校費補助金は、学校施設環境改善交付金であり、折多小及び山下小それぞれの屋内運動場非構造部材落下防止等対策事業で実績に伴う減額、一方、阿久根小の長寿命化改修事業については増額であり、結果、差引き増となったものです。

３節中学校費補助金は、鶴川内中の屋内運動場非構造部材落下防止対策事業では実績に伴う減額、一方、阿久根中の長寿命化改修事業については増額であり、こちらも結果的に差引き増となったものです。

次に、25ページを御覧ください。

第18款１項４目市有施設整備基金繰入金の減額のうち教育総務課該当分は、中学校校舎等整備事業への充当分であり、事業の実績に伴うものです。

次に、26ページを御覧ください。

10目地域振興基金繰入金の減額のうち教育総務課該当分は、小・中学校それぞれの校舎等

整備事業への充当分であり、事業の実績に伴うものです。

次に、27ページを御覧ください。

第21款市債1項9目教育債2節小学校債及び3節中学校債の各事業債の減額は、各事業の実績に伴うものです。

以上で説明を終わりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

竹原信一委員

14ページの中学校オンラインプログラミング教材ライセンス購入費。これは、契約が先ほど5年と言われました。1年ですかこれ、それとも。

山下学校教育課長

5年でございます。

竹原信一委員

もう世の中はですね、この2か月ぐらいでAIが急速に進歩して、無料で使えるAI、geminiとかChatGPT。ああいったものによってプログラミング、高度なプログラミングが無料でできるようになりました。そして、実際の話、一生懸命勉強してきたプログラマーたちが失業。そういう時代にもう既になってしまいました。

今さらプログラミングを勉強、ねえ、こういったものを契約した上に、時間にかかるなんてのは時間とお金の無駄に、必ずなると思います。それあたり知識がとおりでしょうか。

土屋学校教育課長補佐兼指導係長

ひとつ、その前に訂正をさせてください。

プログラミングのアプリケーションについては1年契約です。5年ではありません。

そのプログラミングの教育についてなんですが、中学校の技術家庭科の技術分野で、週1回ある、その時間の中で使うプログラミングになります。

小学校から、子供たちはプログラミング学習をしているんですけど、プログラミングの基礎の部分を学ぶためには、ある程度、子供たちはプログラミング言語で学ぶのではなくて、そのほかにScratchなどの視覚的に分かりやすい組立てをして、論理的思考を学ぶためには必要な教材だということで、子供たちが学ぶ時間とプログラミングの難度、そこを考えたときに、このプログラミングのアプリケーションを使うことが有効だと考えます。

また、教師にとっては、教材研究をする時間は限られているので、そういった教材会社がそのプログラミングソフトを1年間何もしないわけじゃなくて、民間も努力して、さらに今の、議員がおっしゃったような、どんどんどんどん成長していく、そのプログラミングをさらにそのソフトに落とし込んでいくという作業をその方がしてくれるので、そのことを使いながら教師が学び、そしてサポートを24時間受けながら教育ができるという利点がありますので、1年間で更新しながら、活用を進めたいというところで導入しているところです。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、教育総務課、学校教育課及び学校給食センター所管の事項の審査を一時中止します。

〔教育総務課、学校教育課及び学校給食センター退室、生涯学習課入室〕

次に、議案第２号中、生涯学習課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

早水生涯学習課長

それでは、議案第２号中、生涯学習課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、５ページを御覧ください。

第２表は繰越明許費補正であります。

このうち、当課所管分は、最後の行の新阿久根市立図書館建設用木材製材等事業の１件であります。

本事業につきましては、令和７年第３回市議会定例会において補正第２号として議決いただいた件であります。当該木材に係る保管業務が年度内に完了することが困難となったことから、次年度に繰り越すものであります。

次に、８ページを御覧ください。

第３表は債務負担行為補正であります。

このうち、当課所管分は８ページの上から３行目から５行目にかけての市民交流センター公衆無線ＬＡＮ設置手数料、市民交流センター日常清掃業務委託料、市民交流センターガス空調設備保守点検業務委託料の３件、次に、飛びまして１４ページに移りまして、上から６行目、生涯学習課複合機リース料から１５ページの上から６行目の青年の家管理業務委託料までの１４件の合計１７件であります。

これらについては、年度当初から事業の実施が必要なことから、令和７年度中に契約等を行うため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

なお、今回新たに追加したものは、市民交流センター公衆無線ＬＡＮ設置手数料及び新阿久根市立図書館建設用木材製材等業務委託料の２件であります。

このうち、新阿久根市立図書館建設用木材製材等業務委託料については、先ほど繰越明許費で説明しました事業名と一緒にありますが、前者は構造材に係る製材等であり、後者は造作材に係る製材等であります。

次に、歳出について、職員及び会計年度任用職員の給与費等を除く補正の主なものについて御説明いたします。

補正予算書の２９ページを御覧ください。

第２款総務費１項１９目市民交流施設管理費１７節備品購入費の２６万１０００円の減額につきましては、公用車新規購入に係る執行残であります。

次に、４１ページをお開きください。

第１０款教育費５項１目社会教育総務費７節報償費の６３万円の減額は、各種イベント及び講座等の出演者謝金であり、実績により減額するものであります。

次に、４２ページの同目１０節需用費の２４万円の減額は、自主文化事業チラシ等の印刷製本費であり、実績により減額するものであります。

続きまして、１８節負担金、補助及び交付金の２５万８０００円の減額は、説明欄記載の項目について、実績により減額するものであります。

同ページの２目公民館費１６節公有財産購入費の２２万円の減額は、脇本地区公民館研修室のエアコン設置に係る執行残であります。

同ページの３目図書館費１２節委託料の減額１１１万円は、新阿久根市立図書館設計変更業務

に係る執行残であります。

次に、歳入について御説明いたします。

26ページにお戻りください。

18款繰入金 1 項12目市民交流施設整備基金繰入金の111万円の減額につきましては、歳出で説明しました新市立図書館建設に係る設計変更業務において同額を減額したため、市民交流施設整備基金へ繰り戻すものであります。

次に、同ページ、20款諸収入 5 項 4 目雑入のうち本課所管分は、自主文化事業入場券販売収入の51万8000円の増額であり、自主文化事業において、集客力のあるイベントの開催、かつ、有料チケットの売行きが好調であったことから増額となったものであります。

以上で、生涯学習課に係る説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

5 ページの繰越明許費の教育費。

新市立図書館木材製材事業なんですけど、保管業務が終了していないということですが、製材・乾燥までは終わったけれども、保管がもうしばらく時間を要すということなんじゃないか。

早水生涯学習課長

この業務委託につきましては、製材と乾燥、それと保管業務が含まれておりますが、当初保管につきましては、10月から3月までの6か月を予定しておりましたが、実際には11月からの搬入となったこと、あわせまして、仮に本年4月から建設工事が着工したとしても、1か月程度は保管を要するという可能性があったことから、1か月分を繰り越すものであります。

白石純一委員

今のところ支払いは発生していないということなんじゃないか。

早水生涯学習課長

はい。そのとおりであります。

白石純一委員

この1520万6000円は、昨年第3回定例会のときの予算現額ですけれども、実際の入札額は幾らですか。分かりますか。

早水生涯学習課長

1520万5238円であります。

白石純一委員

ほぼ、切り上げると予算額と同じということによろしいですか。

早水生涯学習課長

はい。そのとおりであります。

白石純一委員

14ページの下から3行目、債務負担行為の同じ製材業務。

今回は造作材ということでしたけれども、昨年の3月議会で構造材を、幾ら必要だと、ど

れぐらいの材料が必要だということを見積もられたわけですけども、そのときには、この造作材は分かっていたいなかったということですか。

早水生涯学習課長

新図書館建設に当たりましては市有林材を使用するということで、造作材の使用につきましては承知していたところですが、その量まではまだ把握をしてなかったというところでございます。

竹原信一委員

製材とそのほか。

渡辺久治委員長

何ページ。

竹原信一委員

14ページ、違う。14ページだっけ。

先ほどの製材のところの事業者を教えてください。製材及びほかの。

渡辺久治委員長

何ページですか。

竹原信一委員

先ほどの製材、あった、5ページ5ページ。

渡辺久治委員長

5ページですね。

竹原信一委員

はい。事業者名を教えてください。

〔発言する者あり〕

渡辺久治委員長

暫時休憩します。

(休憩 午後1時48分～午後2時)

渡辺久治委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

早水生涯学習課長

先ほど竹原委員からございました製材等の委託事業者名でございますが、中村木材有限会社でございます。

渡辺久治委員長

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号中、生涯学習課所管の事項の審査を一時中止します。

〔生涯学習課退室、スポーツ推進課入室〕

次に、議案第2号中、スポーツ推進課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

寺地スポーツ推進課長

議案第2号中、スポーツ推進課の所管する事項について説明します。

15ページをお開きください。

債務負担行為の補正について御説明します。

当課所管分は、上から7行目のスポーツ推進課複合機借上料から3行下の総合運動公園施設管理業務委託料までの4件であり、いずれも令和7年度同様の事業を引き続き行うものです。

次に、19ページをお開きください。

地方債の補正について、当課所管分は、1番下の武道館改修事業から20ページ1番上の野球場改修事業であり、事業費の確定に伴い補正をするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

42ページをお開きください。

10款教育費6項2目体育施設費12節委託料から17節備品購入費につきましては、事業費が確定したことに伴い、それぞれ補正をするものです。

次に、歳入について御説明いたします。

27ページをお開きください。

21款市債1項市債9目教育債5節保健体育債は、地方債の補正で御説明いたしました、武道館改修工事設計業務及び野球場衝撃緩衝材等改修事業の事業費が確定したことに伴い補正するものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

〔スポーツ推進課退室、水道課入室〕

◎ 議案第7号 令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第7号を議題とします。

所管課に説明を求めます。

高口水道課長

議案第7号について御説明申し上げます。

特別会計補正予算書61ページから62ページにかけての債務負担行為に関する調書のとおり、阿久根市水道事業水源地及び配水池管理業務委託料ほか12件の各業務委託料等について、令和8年4月1日から業務を行うため、債務負担行為を設定しようとするものであります。

このうち、水質検査手数料において水質基準項目が1項目追加され、それ以外は前年度と同じ業務を引き続き行うものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案7号の審査を一時中止します。

〔水道課退室、財政課入室〕

◎ 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

渡辺久治委員長

次に、議案第2号を議題とし、財政課所管の事項について審査に入ります。

所管課に説明を求めます。

川原財政課長補佐兼財政係長

議案第2号中、財政課の所管する事項に、所管に関する事項について御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

補正予算書の28ページを御覧ください。

第2款総務費1項7目財産管理費の増額は、24節積立金の財政調整基金への積立てによるものであります。

財政調整基金への積立ては、地方財政法第7条の規定に基づき、令和6年度の一般会計決算剰余金のうち2分の1以上を積み立てるため、2億4800万円余りを積み立てるものであります。

34ページを御覧ください。

第4款衛生費3項1目上水道費の減額は、水道事業会計への繰出金について、統合水道に係る普通交付税措置額について、令和7年度の算定結果が当初予算見込額より減となったことによるものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

25ページにお戻りください。

第16款財産収入2項1目不動産売払収入の増額は、北薩横断道路整備に伴う市有地の売払収入であり、予算計上済額との差額を計上したものであります。

なお、当該土地については、平成24年第4回市議会定例会にて丸内区への無償貸付契約を議決いただいていたため、売却による貸付面積の変更契約について、議案第15号により議決いただいたところであります。

次に、第18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金の補正は、前回の補正第6号までに4億5000万円余りを財政調整基金から繰り入れるとしていたところですが、今回の補正による一般財源の剰余金を活用することにより減額し、繰り戻すものであります。

次に、4目市有施設整備基金繰入金、及び26ページの12目市民交流施設整備基金繰入金の補正は、充当している事業の事業費確定見込みにより減額し、繰り戻すものであります。

次に、第19款繰越金は、令和6年度の一般会計決算による剰余金が5億4680万円で確定したことから、予算計上済額との差額を増額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

渡辺久治委員長

所管課の説明が終わりました。

質疑に入ります。

白石純一委員

28ページ、2款1項7目財産管理費の財政調整基金が剰余金の2分の1以上を基金に繰り入れるということですが、剰余金の見通しはいかほどでしょうか。剰余金が分かっているから2分の1以上ということですね。

川原財政課長補佐兼財政係長

剰余金につきましては5億4680万円であります。

白石純一委員

もう一度、申し訳ないです。もう一度ゆっくりお願いします。

川原財政課長補佐兼財政係長

5億4680万円であります。

渡辺久治委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、議案第2号の審査を一時中止します。

◎ 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

◎ 議案第3号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

◎ 議案第5号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）

◎ 議案第6号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

◎ 議案第7号 令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第7号までの5件を一括として議題とします。

予定した所管課等への質疑が終了しました。

この際、現地調査について皆様の御意見を伺い伺います。

現地調査を希望される委員は、会計の名称、予算書のページ番号、款項目、事業などの名称、調査したい内容などを御発言くださるようお願いいたします。

御希望はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御希望の委員がいらっしゃいませんので、現地調査は行わないことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、現地調査を行わないことに決しました。

以上で5件の議案の質疑等を終結します。

質疑等が終了しましたので、採決に進みます。

念のため申し上げます。

議案に対する賛成、反対の表明については、討論の中で行うようお願いいたします。

◎ 議案第2号 令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）

渡辺久治委員長

議案第2号を議題とします。

まず、討議を行います。

討議はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第2号、令和7年度阿久根市一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

御異議がありますので、起立により採決します。

議案第2号について、可決すべきものと決することについて、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第3号 令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

渡辺久治委員長

議案第3号を議題とします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討論を終結します。

それでは、議案第3号、令和7年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第5号 令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）

渡辺久治委員長

議案第5号を議題とします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、討論を終結します。

それでは、議案第5号、令和7年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第6号 令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第6号を議題とします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討論を終結します。

それでは、議案第6号、令和7年度阿久根市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

◎ 議案第7号 令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）

渡辺久治委員長

議案第7号を議題とします。

まず、討議を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討議を終わります。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので討論を終結します。

それでは、議案第7号、令和7年度阿久根市水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本案は可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は議了しました。

本日採決されました議案について、委員会審査報告書の作成、委員長報告及び議会だよりへの掲載に関することにつきましては委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で予算委員会を散会します。

（散会 午後2時21分）

予算委員会委員長 渡 辺 久 治